

第 6 章 緑化重点地区

（１）緑化重点地区の設定

緑化重点地区とは、比較的緑が少なく、重点的に緑化の推進に配慮を加えるために緑化推進施策を定める地区をいいます。都市緑地法で緑の基本計画制度が創設されたことに伴い、法律上の制度として創設されたものです。

本計画では、周辺地域に比べて特に市街地の緑が不足している今治市の現状、課題等を勘案し、本計画が目指す目標の達成に向けて、

“市街化区域等及びこれに隣接する都市公園を含めた区域”

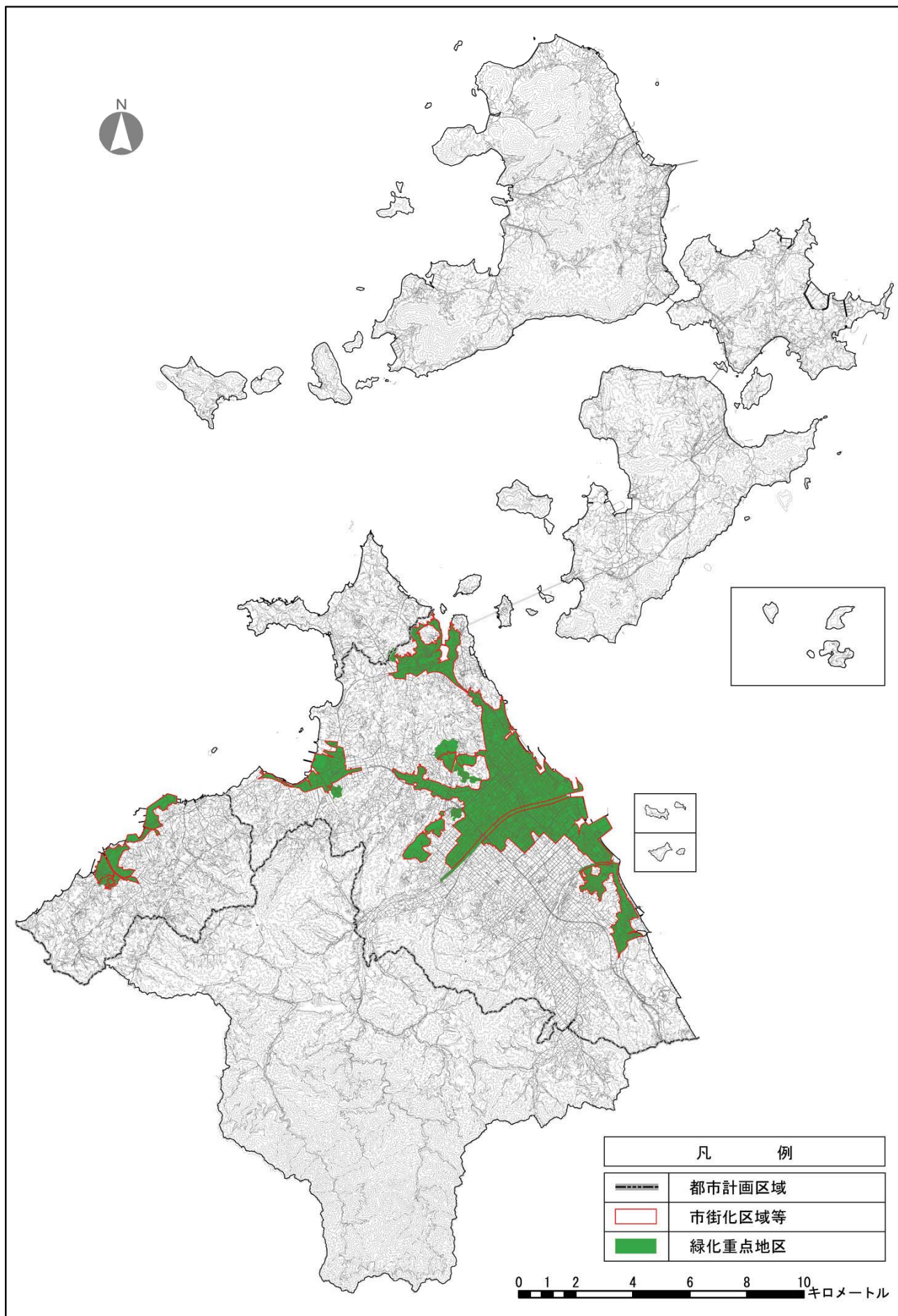
を緑化重点地区として設定します。

（２）緑化重点地区における緑化推進施策

今治市では、緑化重点地区に位置付けた地区において、民有地緑化の推進、都市公園の整備や街路樹の整備等を集中的に行います。

１．緑化重点地区において、市民による主体的な緑化が積極的に行われるよう、普及啓発活動の推進とあわせて、民有地緑化の支援策を拡充します。（例えば、生垣の造成を支援する助成制度の拡充など）

２．緑化重点地区において、身近な公園等の都市公園の整備（再整備を含む）、道路や公共公益施設の緑化を集中的に行います。



【緑化重点地区】